

平成 29 年 5 月 19 日

事業所用プリペイド袋をご利用のお客様へ

～スプレー缶類の排出方法～

平成 29 年 7 月 1 日より、札幌市では家庭で不要となったスプレー缶類の排出方法が「燃やせるごみの日」に「穴をあけず」へ変更となります。

当公社の事業所用プリペイド袋をご使用のお客様が、スプレー缶類を排出する場合は、今までどおり、必ず中身を使い切ってから穴を開けて「資源物・燃やせないごみ専用プリペイド袋(黄色)」で排出していただきますようご理解とご協力をお願いします。

また、ガスライターについても、スプレー缶類と同様に必ず中身を使い切ってから排出していただきますようお願いいたします。

なお、お客様のご協力により、「資源物・燃やせないごみ専用プリペイド袋(黄色)」収集車のスプレー缶類が原因による火災は過去 2 年間で発生件数 1 件となっております。今後ともご協力をお願い申し上げます。

※ スプレー缶類に穴をあける場合は、必ず使い切ってからで、屋外の火の気のない風通しの良いところでガス抜き専用器具などを使用して行ってください。

※ 「スプレー缶類の穴あけ」、「ガスライターの使い切り」が現場で確認できない場合は、収集しないことがありますのでご理解をお願いします。

※ 多量（1 袋以上）にスプレー缶類・ライターを排出する場合は、産業廃棄物収集運搬業者へご依頼いただきますようお願いいたします。